

## 加古川動物病院地域獣医療連携室運営規定

(趣旨)

第 1 条 この規定は地域獣医療の向上に資するため、加古川動物病院が行う地域獣医療連携事業の運営について必要な規定を定めるものとする。

(連携事業の内容)

第 2 条 連携事業の内容は、次に掲げるものとする

- (1) 紹介患者に対する獣医療の提供
- (2) 救急獣医療の提供
- (3) 地域の獣医療従事者に対する研修の実施

(紹介患者に対する獣医療の提供)

第 3 条 加古川動物病院は、他の動物病院等の獣医師からの紹介患者の診療を行うものとする。

2 加古川動物病院での診療で病状が確定したもの、および治療方針が確定した者については、紹介動物病院または地域の動物病院へ逆紹介するものとする。

(救急医療の提供)

第 4 条 加古川動物病院は夜間 12 時まで地域の動物病院からの紹介に基づく救急医療を行う。

(地域の動物病院従事者に対する研修の実施)

第 5 条 加古川動物病院は、一定のプログラムのもとに地域の動物病院獣医療従事者を対象に各種研修を行う。

(運営委員会)

第 6 条 地域獣医療連携事業の円滑な運営、諸問題を協議するために運営委員会を設置する。

2 運営委員会の委員等は別に定める。

(地域獣医療連携室)

第 7 条 地域獣医療連携室は事業の円滑な運営のため、登録連携動物病院への連絡・調整及び各種研修のとりまとめを行う。

(規定の改正)

第 12 条 本規定は運営委員会で協議のうえ改正することができる。

附則

この規定は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則（改正期日）

この一部改正は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。